

秋田県美術展覧会 第20回仙北地域展

秋田県美術展覧会(以下「県展」という)は、日本画・洋画・彫刻・工芸・書道・写真・グラフィックデザインの7つの分野で構成された県内最大の公募展です。この巡回展として美郷町学友館では、令和4年6月に開催された第64回県展の入賞・入選のうち、美郷町・大仙市・仙北市在住の作家の作品を集めて「仙北地域展」を開催します。

今回の仙北地域展は、第20回というたいへん大きな節目となっています。作品誕生の背景に触れ、出品者の作品に対する想いを感じていただくため、作者による解説がつきました。ぜひご覧ください。

期間◆1月21日(土)～2月19日(日) 会場◆美郷町学友館

開館時間◆午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

休館日◆毎週月曜日

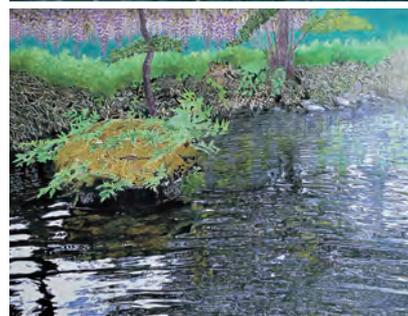
入場料◆一般:300円(10名以上の団体は1名につき200円)

高校生以下:無料

※10名以上で入場の場合は事前連絡が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策を実施しますのでご協力をお願いします。

- ・発熱や風邪症状のある方の入場はご遠慮願います。
- ・必ずマスクをご着用ください。
- ・手指の消毒にご協力ください。
- ・非接触型の検温を実施します。



上:「風」小松 昌子(大仙市)
下:「藤清水」鈴木 恵子(大仙市)
写真提供:秋田魁新報社

問●美郷町学友館 ☎0187(84)4040

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

すでに広報美郷令和4年7・8月号でお知らせしていますが、支給対象者に該当し、申請がまだお済みでない方は、期限までに申請するようお願いします。

申請期限◆2月28日(火)

支給金額◆児童1人当たり5万円

申請方法◆申請書類を町福祉保健課に直接または郵送で提出してください。審査後、指定口座に可能な限り速やかに振込予定です。

■ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

(その他世帯分)

支給対象◆次の要件をすべて満たす方

・令和4年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障害児の場合は**20歳未満**)を養育していること

※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

・令和4年度**住民税(均等割)**が**非課税**または令和4年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当の収入**であること

※申請が必要な方は、**高校生のみ**養育している方、収入が急変した方になります。

※申請書類は町福祉保健課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

■ひとり親世帯分

(その他世帯分の給付金を受け取った方を除く)

支給対象◆児童扶養手当の支給要件に該当している児童を監護等している方であって、次の①または②のいずれかに該当する方

※平成16年4月2日以降に生まれた児童が対象です(障害の状態にある児童の場合は平成14年4月2日以降)。

①公的年金等を受給していることにより、**令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないこと**

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

②令和2年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、**令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっていること**

※申請書類は町福祉保健課に備え付けているほか、秋田県ホームページからダウンロードできます。

問●厚生労働省 コールセンター ☎0120(400)903、町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907
秋田県 地域・家庭福祉課 ☎018(860)1344 (ひとり親世帯分のみ)

マイナンバーカード取得申請と マイナポイント設定のサポートを受けられます

イオンモール大曲内にある「自治体スマートカウンター(みんなの窓)」では、マイナンバーカードの取得申請サポートを行っています。土・日曜日、祝日も申請できますので、お買い物のついでにぜひご利用ください。また、マイナポイントの設定サポートも受けられますので、カードをお持ちの方もご利用ください。

期 間◆3月31日(金)まで

(12月29日から翌年1月3日までの期間を除く)

受付時間◆午前10時～午後8時(土・日曜日、祝日含む)

場 所◆イオンモール大曲2階 フードパーク出入口付近

利 用 料◆無料



問●自治体スマートカウンター(みんなの窓) ☎0187(66)0660
町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

マイナンバーカード窓口の混雑緩和のご協力について

マイナンバーカードの申請数の急増により、カード受け取りの窓口が混雑する状況が続いています。特に年初めの窓口はたいへん混雑することが予想されるため、なるべく避けてご来庁くださるようご理解ご協力をお願いします。

また、マイナンバーカードの申請につきましても、役場窓口

で写真撮影・申請補助を行っていますが、こちらも混雑しています。上記の「自治体スマートカウンター(みんなの窓)」でも申請することができますので、ぜひご利用ください。

混雑が予想される日:1月4日(水)～6日(金)、10日(火)

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

美郷町製造業等事業継続支援金【第2弾】を給付します

原油高騰の影響を受けている製造業等事業者に対し、事業を継続するための支援として、町独自の支援金【第2弾】を給付します。

給付対象者◆町内に事業所を有する製造業等を営む中小企業者または個人事業主

※製造業とは、日本標準産業分類上の製造業のうち、中分類に該当する製造業事業者をいいます。前回(対象月:4月～9月)の支援金交付を受けた方も申請可能です。

給付要件◆次の要件をすべて満たすこと

①交付申請後において、今後も町内で事業を継続する意思があること

②町税および使用料などを滞納していないこと

給付金額◆対象支払月の使用総量に対象燃料油種ごとの単価を乗じた金額の合計(千円未満切り捨て)

【上限額70万円】 燃料費支援上限額:20万円

電気料金支援上限額:50万円

	対象燃料油種	単 価
燃 料 費	軽油・重油・灯油 ガソリン	20円/L
	ガス	35円/m ³
	電気料金	1.5円/kWh

給付対象経費◆

令和4年10月から令和5年1月(対象支払月)までに支払った、製造工場等の稼働に使用する機械設備に係る燃料費(軽油、重油、灯油、ガソリン、ガス)および電気料金(高圧または特別高圧)

申請書類

- ①支援金交付申請書(様式第1号の2)
- ②対象支払月の燃料・電力使用量および支払いが確認できる資料(請求明細書、領収書、通帳の写し等)
- ③製造業を営んでいることが確認できる書類
【法人】登記事項証明書、法人事業概況説明書、法人設立・設置届出書のいずれかの写し
【個人事業主】許可証(製造許可を受けている場合)、開業届出書のいずれかの写し

※書類がない場合は、直近の確定申告書書類の職業・業種欄にて確認します。

申請方法◆申請書類を町商工観光交流課へ提出してください。申請書類は町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申請期限◆2月28日(火)

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909